

広島市報

調達号外第758号

令和7年2月7日

発行所

広島市役所

(企画総務局法務課)

広島市中区国泰寺町一丁目6番34号

目次

入札

○西風館増築その他工事について……………1

落札等

○落札者等の公告（広島市東部市場で使用する電気（冷蔵庫棟で使用する電気を除く。）予定使用電力量1,350,739kWh（1年間）ほか2件）について……………6

入札

入札公告

令和7年2月7日

地方自治法第234条第1項の規定に基づき、一般競争入札により工事の請負に係る契約を締結するので、地方自治法施行令第167条の6並びに地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第6条及び物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則第4条の規定により、次のとおり公告します。

広島市長 松井 一 實

1 工事概要

(1) 工事名

西風館増築その他工事

(2) 工事場所

安佐南区伴西二丁目

(3) 工事内容

ア 増築工事

(7) 火葬棟・待合棟

構造・階数 鉄筋コンクリート造り一部鉄骨造り2階建

て

規 模 建築面積：約3,500平方メートル

延べ面積：約3,800平方メートル

(4) 車椅子駐車場1

構造・階数 鉄筋コンクリート造り一部鉄骨造り平家建

て

規 模 建築面積：約120平方メートル

延べ面積：約120平方メートル

(7) 車椅子駐車場2

構造・階数 鉄筋コンクリート造り一部鉄骨造り平家建

て

規 模 建築面積：約130平方メートル

延べ面積：約130平方メートル

イ 既存建物改修工事

構造・階数 鉄筋コンクリート造り一部鉄骨造り1階部分

(事務室、風除室1、台車スペース、霊安室1、

職員更衣室、ポーチ1)

規 模 延べ面積：約50平方メートル

ウ 解体工事

(7) 外部歩廊（外部歩廊、駐車場）

構造・階数 鉄筋コンクリート造り一部鉄骨造り平家建

て

規 模 建築面積：約300平方メートル

延べ面積：約300平方メートル

(4) 附属舎（屋外倉庫、洗場）

構造・階数 鉄筋コンクリート造り平家建て

規 模 建築面積：約30平方メートル

延べ面積：約30平方メートル

(7) 外構

囲障、構内舗装、屋外排水、植栽、外構工作物

エ 外構工事

囲障、構内舗装、屋外排水、植栽、外構工作物

(4) 工期

契約締結の日から令和9年10月29日まで

(5) 使用する主要な資機材

ア コンクリート 約5,900立方メートル

イ 鉄 骨 約88トン

ウ 鉄 筋 約790トン

エ 型 枠 約28,000平方メートル

(6) 予定価格

落札決定後に公表

(7) 調査基準価格

落札決定後に公表

(8) 入札区分

本件工事は、広島市電子入札システム（以下「電子入札システム」という。）を利用して行う電子入札対象案件である。ただし、電子入札システムにより難い場合は、入札説明書に定める方法により、所定の入札書の持参又は郵送（配達証明付書留郵便）により入札することができる。

なお、電子入札システムに関する手続については、広島市電子入札システム等利用規約及び広島市電子入札運用基準に従うものとし、これらに反する入札は無効とする。

(9) その他

ア 本件工事は、簡易な施工計画や企業の施工能力等に基づく技術力と価格とを総合的に評価して落札者を決定する総合評価落札方式（以下「総合評価」という。）（簡易型）を適用する工事である。

イ 本件工事は、契約締結後に施工方法等の提案を受け付ける V E 方式の試行工事である。

ウ 本件工事は、建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律に基づき、分別解体等及び特定建設資材廃棄物の再資源化等の実施が義務付けられる工事である。

2 競争入札参加資格

次の(1)から(4)までに掲げる条件を全て満たしている者 2 者又は 3 者で自主結成の方法により構成されている共同企業体であって、本市から本件工事に係る共同企業体として後記 4 (6)において競争入札参加資格を有すると確認を受けた者であること。

(1) 共同企業体の各構成員の共通資格条件

ア 地方自治法施行令第 1 6 7 条の 4 及び広島市契約規則（以下「規則」という。）第 2 条の規定に該当しない者であること。

イ 令和 5 ・ 6 年度広島市建設工事競争入札参加資格者として、工事の種類が建築一式工事で認定されている者であること（会社更生法に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後、別に定める手続に基づく競争入札参加資格の再認定を受けていること。）。

当該資格を有していない者で、本件入札に参加を希望する者は、後記 7 (3)のとおり当該資格の認定を受けていなければならない。

ウ 次のいずれにも該当しない者であること。

(7) 会社法の規定による清算の開始、破産法の規定による破産手続開始の申立て、会社更生法の規定による更生手続開始の申立て又は民事再生法の規定による再生手続開始の申立てがなされている者（会社更生法又は民事再生法の規定による更生手続開始若しくは更生計画認可又は再生手続開始若しくは再生計画認可の決定がなされた者で、競争入札参加資格の再認定を受けた者を除く。）

(4) 手形若しくは小切手の不渡りにより手形交換所による取引停止処分があった事実又は銀行若しくは主要取引先から取引の停止を受けた事実があり、経営状況が健全でないと判断される者

(7) 建築基準法、宅地造成及び特定盛土等規制法、廃棄物の処理及び清掃に関する法律等の法令等に違反し、本市から当該法令等違反に対する改善の指導・命令等を受け、当該法令等違反の理由により広島市競争入札参加資格者指名停止措置要綱の規定に基づく指名停止措置を受けた者で、当該違反事項の改善がなされていない者

エ 入札公告の日から開札日までの間のいずれの日においても、営業停止処分（本件入札に参加し、又は本件工事の受注者となることを禁止する内容を含まない処分を除く。）又は広島市競争入札参加資格者指名停止措置要綱に基づく指名停止措置を受けていない者であること。

オ 広島市税を滞納していない者であること。

カ 消費税及び地方消費税を滞納していない者であること。

キ 社会保険（健康保険及び厚生年金保険）・労働保険（雇用保険）への加入義務の履行及び納付義務の履行を確認できる者であること（ただし、各保険への加入義務の適用を受けない者は除く。）。

詳細は、広島市のホームページ（<https://www.city.hiroshima.lg.jp/>）のトップページの「事業者向け情報」→「入札・契約情報」→「入札契約制度の概要」→「工事」→「社会保険・労働保険加入等に係る体系図及び確認書類等」により確認すること。

ク 広島市建設工事競争入札取扱要綱第 2 8 条第 3 号イからオまで及び第 5 号アの規定に該当する者でないこと。

ケ 一般競争入札参加資格確認申請書（添付書類を含む。）及び確認資料及び総合評価を行う際に価格以外の要素について評価を行うために必要となる技術資料（総合評価に関する調査及び自己採点表を含む。）（以下「申請書等」という。）の提出日において、1 年 7 か月以内の日を審査基準日とする建設業法第 2 7 条の 2 7 及び第 2 7 条の 2 9 の規定による経営規模等評価結果通知書・総合評定値通知書の写しを提出できる者であること。

コ 本件工事に係る設計業務の受託者（㈱内藤建築事務所）又は当該受託者と資本的関係若しくは人的関係がある者でないこと。

サ 落札決定した後、契約を締結することができる者であること。

(2) 共同企業体の代表者の資格条件

ア 申請書等の提出日において、1 年 7 か月以内の日を審査基準日とする建設業法第 2 7 条の 2 7 及び第 2 7 条の 2 9 の規定による経営規模等評価結果通知書・総合評定値通知書の建築一式工事の総合評定値が 1 , 2 0 0 点以上の者であること。

イ 平成 2 1 年 4 月 1 日以降に元請として完成・引渡しが完了した、次の工事の施工実績を有すること。

・ 延べ面積が 2 , 0 0 0 平方メートル以上の建物新築工事又は増築工事（いずれも鉄骨造り（軽量鉄骨造りを除く。）、鉄筋コンクリート造り又は鉄骨鉄筋コンクリート造りに限る。）

ただし、共同企業体の構成員としての施工実績は、出資割合が 2 0 パーセント以上のものに限る。

ウ 本件工事に配置する技術者

(7) 技術者は、前記イと同じ工事の施工経験を有していること。ただし、工事完了年月日、工事の規模などの数値は求めない。

(4) 全ての構成員に本件工事に対応する建築工事業に係る監理技術者又は国家資格を有する主任技術者を専任で配置できること。ただし、技術者は、建設業法第 2 6 条第 1 項から第 5 項までに規定する者とする。なお、本件工事は専任特例 2 号により兼務する監理技術者（同法第 2 6 条第 3 項第 2 号に規定される監理技術者をいう。以下同じ。）の配置は認めない。監理技術者を配置するときは、共同企業体

の代表者は必ず監理技術者を配置できること。

- (ウ) 技術者は、申請書等の提出日において共同企業体の代表者となる者と直接的かつ恒常的な雇用関係にある者で、かつ、申請書等提出日以前3か月以上の雇用関係にある者であること。

(3) 共同企業体の代表者以外の構成員（1者又は2者とする。）の資格条件

ア 申請書等の提出日において、1年7か月以内の日を審査基準日とする建設業法第27条の27及び第27条の29の規定による経営規模等評価結果通知書・総合評定値通知書の建築一式工事の総合評定値が900点以上の者であること。

イ 平成21年4月1日以降に元請として完成・引渡しが完了した、次の工事の施工実績を有すること。

- ・ 延べ面積が1,200平方メートル以上の建物新築工事又は増築工事（いずれも鉄骨造り（軽量鉄骨造りを除く。）、鉄筋コンクリート造り又は鉄骨鉄筋コンクリート造りに限る。）

共同企業体の代表者以外の構成員が2者である場合、施工実績の面積は、その2者の合計値が満たしていればよい。

ただし、共同企業体の構成員としての施工実績は、出資割合が20パーセント以上のものに限る。

ウ 本件工事に配置する技術者

- (ア) 技術者は、前記イと同じ工事の施工経験を有していること。ただし、工事完了年月日、工事の規模などの数値は求めない。

- (イ) 全ての構成員に本件工事に対応する建築工事業に係る監理技術者又は国家資格を有する主任技術者を専任で配置できること。ただし、技術者は、建設業法第26条第1項から第5項までに規定する者とする。なお、本件工事は専任特例2号により兼務する監理技術者の配置は認めない。

- (ウ) 技術者は、申請書等の提出日において、構成員となる者と直接的かつ恒常的な雇用関係にある者で、かつ、申請書等提出日以前3か月以上の雇用関係にある者であること。

(4) 共同企業体の構成員の出資割合等

各構成員の出資割合は、次のとおりとする。

ア 構成員が2者の場合は、1者につき30パーセント以上とする。

イ 構成員が3者の場合は、1者につき20パーセント以上とする。

ウ 代表者の出資割合は、他の構成員の出資割合を下回ってはならない。

※ なお、同一の者が複数の共同企業体の構成員として入札に参加することはできない。

3 総合評価に関する事項

(1) 総合評価における評価事項、評価項目及び得点配分

本件工事の総合評価における評価事項、評価項目及び得点配分は、入札説明書の別紙「総合評価に関する説明書」のとおりとする（最大加算点18.0点）。

(2) 総合評価の方法

ア 前記(1)の評価項目ごとに、共同企業体の構成員に対し提出書類の内容に応じて加算点を与える。

有効な入札を行った共同企業体の構成員に標準点の100点を与え、さらに前記(1)の評価項目ごとに提出書類の内容に応じ、加算点を与える（最大加算点合計18.0点）。

イ 総合評価は、共同企業体の構成員それぞれの標準点と加算点を合計した点数（以下「技術評価点」という。）を、共同企業体の構成員それぞれの出資割合で乗算した数値を合算し、当該共同企業体の入札価格（調査基準価格未満の入札においては、調査基準価格）で除して得た数値（以下「評価値」という。）をもって行う。

（共同企業体構成員の数が2者の場合）

技術評価点（代表者）＝標準点＋加算点

技術評価点（構成員）＝標準点＋加算点

技術評価点（合算）＝技術評価点（代表者）×出資割合（代表者）＋技術評価点（構成員）×出資割合（構成員）
（小数第2位四捨五入）

〈入札価格が調査基準価格以上の場合〉

評価値＝技術評価点（合算）／入札価格（円）×100,000,000

〈入札価格が調査基準価格未満の場合〉

評価値＝技術評価点（合算）／調査基準価格（円）×100,000,000

（共同企業体構成員の数が3者の場合）

技術評価点（代表者）＝標準点＋加算点

技術評価点（第一構成員）＝標準点＋加算点

技術評価点（第二構成員）＝標準点＋加算点

技術評価点（合算）＝技術評価点（代表者）×出資割合（代表者）＋技術評価点（第一構成員）×出資割合（第一構成員）＋技術評価点（第二構成員）×出資割合（第二構成員）
（小数第2位四捨五入）

〈入札価格が調査基準価格以上の場合〉

評価値＝技術評価点（合算）／入札価格（円）×100,000,000

〈入札価格が調査基準価格未満の場合〉

評価値＝技術評価点（合算）／調査基準価格（円）×100,000,000

(3) 落札者の決定方法

規則第15条第1項の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内の価格で総額失格基準額以上の価格をもって有効な入札を行った者について、簡易な施工計画や企業の施工能力等に基づく技術力と価格とを総合的に評価し、上記(2)イによって得られた評価値の最も高い者を落札者とする。ただし、落札者となるべき者の入札価格によっては、その者により本件契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認めるとき、又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがある著しく不相当であると認めるときは、その者を落札者とせず、予定価格の制限の範囲内の価格で総額失格基準額以上の価格をもって申込みをした他の者のうち、評価値が最も高い者を落札者とすることがある。この場合において

て、当該工事に係る競争入札参加資格を有することの確認を受けた共同企業体のいずれかの構成員が開札日時から落札者の決定までの間に、広島市建設工事等に係る事前確認型一般競争入札実施要領第 9 条第 1 項第 1 号の規定のいずれかに該当することとなったときは、その共同企業体の行った入札を無効とする。

なお、予定価格の制限の範囲内の価格で総額失格基準額以上の価格をもって有効な入札を行った評価値が最も高い者が 2 者以上ある場合は、契約担当課が指定する日時に該当者がくじを引く方法によるくじ引により落札者を決定する。この場合において、くじを引くべき者がくじ引を欠席したとき、又はくじを引かないときは、入札事務に関係のない本市職員がその者に代わってくじを引くものとする。

(4) 落札者の決定通知

前記(3)により落札者が決定したときは、落札者決定通知書を電子入札システム等により通知する。

4 入札手続等

(1) 担当部局（契約担当課）

〒 7 3 0－8 5 8 6

広島市中区国泰寺町一丁目 6 番 3 4 号

広島市財政局契約部工事契約課（本庁舎 1 5 階）

電話 0 8 2－5 0 4－2 2 8 0（直通）

(2) 入札説明書の交付

広島市のホームページ（<https://www.city.hiroshima.lg.jp/>）のトップページの「事業者向け情報」→「電子入札」→「調達情報公開システム」の「一般公開用」→「カテゴリー検索 入札・見積り情報」→「工事 一般競争入札 [WTO]」からダウンロードできる。また、前記(1)の契約担当課においても交付する（広島市の休日（広島市の休日を定める条例第 1 条第 1 項に規定する市の休日をいう。以下同じ。）を除く。）。

(3) 設計図等及び質疑に対する回答書の閲覧及び交付等

ア 設計図等の閲覧及び交付の期間

入札公告の日から令和 7 年 4 月 8 日（火）までの日（広島市の休日を除く。）の午前 8 時 3 0 分から午後 5 時まで（ただし、最終日は午後 4 時までとする。）

イ 設計図等の閲覧及び交付の方法

前記(2)に記載の広島市のホームページのトップページから「事業者向け情報」→「電子入札」→「調達情報公開システム」の「受注者用機能」→「広島市調達情報公開システム（受注者用機能）の入口」→「ログイン画面へ」→「広島市調達情報公開システム（受注者用機能）」へ画面を展開させ、業者番号（5 桁）及びパスワードを入力してログインの上、「入札・見積り情報」からダウンロードする。

設計図等を閲覧・交付する際には、「ダウンロード確認票」に記載のダウンロードパスワードを入力する必要がある。発行された「ダウンロード確認票」は、申請書等に添付して提出する必要がある。

「ダウンロード確認票」の発行は、前記アに示す期間に限るため、紛失しないように保管しておくこと。

また、後記カの工事担当課においても閲覧することができる。なお、電子入札システムによる入札ができない者は、後

記カの工事担当課において閲覧及び交付を行う。

ウ 設計図等に対する質疑の提出期間及び提出方法

入札公告の日から令和 7 年 3 月 1 9 日（水）までの間（広島市の休日を除く。）に、共同企業体の名称又は会社名及び代表者名を記入し、文書（A 4 サイズ・書式自由）により、後記カの工事担当課へ提出しなければならない。

なお、質疑書は、期限までに持参、郵送、メール又はファックスにより提出すること。

エ 電子入札システム等による回答書の閲覧及び交付の期間

令和 7 年 3 月 2 8 日（金）から同年 4 月 8 日（火）までの日（広島市の休日を除く。）の午前 8 時 3 0 分から午後 5 時まで（ただし、最終日は午後 4 時までとする。）

オ 質疑・回答の閲覧及び交付の方法

前記イによりダウンロードできる。

また、後記カの工事担当課においても閲覧及び交付を行う。

なお、電子入札システムによる入札ができない者に対して、希望があれば後記カの工事担当課においてファックスにより交付する。

カ 閲覧及び交付の場所（工事担当課）

〒 7 3 0－8 5 8 6

広島市中区国泰寺町一丁目 6 番 3 4 号

広島市都市整備局営繕部営繕課（本庁舎 7 階）

電話 0 8 2－5 0 4－2 3 0 4（直通）

(4) 共同企業体登録番号交付申請書の提出

電子入札システムにより入札に参加を希望する共同企業体は、令和 7 年 2 月 1 9 日（水）までに共同企業体登録番号交付申請書を前記(1)の契約担当課へ郵送（配達証明付書留郵便）により提出すること（持参又は郵送により入札する者はこの申請の必要はない。）。

なお、申請に基づき交付された共同企業体登録番号（業者番号）を用いて、電子入札システムにより入札参加申請及び入札の手続を行うこと。

(5) 申請書等の提出期間及び場所等

本件入札に参加を希望する者は、次に従い、申請書等を提出しなければならない。

なお、共同企業体競争入札参加資格申請書及び添付書類を添付しなければならない。

ア 期間

入札公告の日から令和 7 年 3 月 6 日（木）までの日（広島市の休日を除く。）の午前 8 時 3 0 分から午後 5 時まで

イ 場所

前記(1)の契約担当課に同じ。

ウ 方法

後記(7)アに記載するいずれの入札方法においても、申請書等は持参することとし、郵送又は電送による提出は認めない。また、後記(7)ア(7)に記載する電子入札システムによる入札をする者は、「参加資格確認申請受付票」を申請書等に添付すること。

(6) 競争入札参加資格の確認

申請書等を提出した共同企業体について、競争入札参加資格

の有無を確認し、その結果を共同企業体の代表者に対して、令和7年3月19日（水）（予定）に、一般競争入札参加資格確認結果通知書により通知する。

なお、提出された技術資料、総合評価に関する調書及び自己採点表に不備がある場合、又は審査等の過程において不備となった場合は、競争入札参加資格がないものとする。

(7) 入札及び開札の日時等

ア 入札

(7) 電子入札システムによる入札

令和7年4月7日（月）の午前8時30分から午後5時まで又は同月8日（火）の午前8時30分から午後4時まで、入札書及び工事費内訳書（以下「入札書等」という。）を、電子入札システムを利用して、提出すること。

(4) 郵送による入札

令和7年4月8日（火）午後4時までに到着するように、入札書等を郵送（配達証明付書留郵便）により提出すること。なお、郵送先は前記(1)の契約担当課に同じ。

(4) 持参による入札

入札公告の日から令和7年4月8日（火）午後4時までに入札書等を持参し、提出すること。なお、提出先は前記(1)の契約担当課に同じ。

イ 開札

令和7年4月9日（水）午前10時20分に広島市財政局契約部入札室（本庁舎15階）において開札する。

5 本件工事の内容に関する問合せ先

前記4(3)カの工事担当課に同じ。

6 本件工事の手続に関する問合せ先

前記4(1)の契約担当課に同じ。

7 その他

(1) 手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨に限る。

(2) 入札保証金及び契約保証金

ア 入札保証金は免除する。

イ 契約保証金を納付すること。ただし、利付国債若しくは広島市債の提供又は金融機関等の保証をもって契約保証金の納付に代えることができる。また、公共工事履行保証証券による保証を付し、又は履行保証保険契約の締結を行った場合は、契約保証金の納付を免除する。

(3) 入札書記載金額

落札者の決定に当たっては、落札者が電子入札システムに入力した金額又は入札書に記載した金額に、当該金額の100分の10に相当する額（その額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）を加算して得た金額をもって落札金額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入力し、又は記載すること。

(4) 入札の無効

入札参加条件を満たさない者のした入札、申請書等に虚偽の記載をした者の入札、入札に関する条件に違反した入札又は入

札金額が総額失格基準を満たしていない入札は無効とする。なお、総額失格基準の算定に用いる設計金額（税込み）の税率は10パーセントとする。

(5) 低入札価格調査報告書（工事費内訳明細書を含む。以下同じ。）の作成及び提出

評価値の最も高い者となった場合において、調査基準価格を下回る入札をしたことが明らかとなったときは、前記4(1)の契約担当課が電子入札システム等による保留通知書において指示する期限までに、低入札価格調査報告書を前記4(3)カの工事担当課へ紙により持参すること（電話連絡はしない。）。

なお、保留通知書を確認できなかった（見ていない）等により、所定の期限までに低入札価格調査報告書を提出しない者は当該入札を無効とする。

(6) 入札の中止

入札参加者の行為により、又は発注者の入札手続の誤りなどにより入札の公正性が損なわれていると認められるときは、入札を中止する。

(7) 資本的関係及び人的関係

ア 次の関係にある会社が、異なる共同企業体の構成員として本件工事の入札に重複して参加していないこと。

(7) 資本的関係に関する事項

① 親会社等と子会社等

② 親会社等が同一である子会社等

(4) 人的関係に関する事項

① 代表権を有する者が同一である会社等

② 役員等に兼任がある会社等（一方の会社等の役員等が他方の会社等の管財人（会社更生法第67条第1項又は民事再生法第64条第2項の規定により選任された管財人をいう。）を兼任している場合を含む。）

③ 役員等が夫婦、親子又は兄弟姉妹の関係にある会社等

(4) 複合的關係に関する事項

前記(7)及び(4)が複合した関係にある会社等

(5) その他（前記(7)、(4)又は(4)と同視し得る関係が認められる場合）

① 本店、支店等の営業所の所在地が同一場所にあり入札の適正さが阻害されると認められる会社等

② 社員が他の会社等の事務や営業に関わりがあり、入札の適正さが阻害されると認められる会社等

③ 組合とその構成員

④ 共同企業体とその構成員

⑤ その他入札の適正さが阻害されると認められる会社等

イ 前記アの(7)から(5)までのいずれかに該当することが判明した場合、関係のある者が本件入札に参加したときは、これらの者が構成員となっている共同企業体が行った入札を全て無効とする。ただし、一の共同企業体を除いて関係のある他の共同企業体が全て入札を辞退した場合は、残りの一の共同企業体は入札に参加できる。

(8) 契約後の技術提案

契約締結後、受注者は、設計図書に定める工事の目的物の機能、性能等を低下（維持管理費等、完成後の経費の増加を含

- む。) させることなく、請負代金額を低減することを可能とする施工方法等に係る設計図等の変更について発注者に提案することができるものとし、提案を採用する場合には変更契約を締結する(契約後に施工方法等の提案を受け付ける V E 方式)。
- (9) 手続における交渉の有無
- 無
- (10) 契約書作成の要否
- 要
- (11) 広島市議会の議決の要否
- 要
- (12) 関連情報を入手するための照会窓口
- 前記 4 (1) の契約担当課に同じ。
- (13) 競争入札参加資格の認定を受けていない者の参加
- 前記 2 (1) イに掲げる競争入札参加資格の認定を受けていない者も、前記 4 (5) により申請書等を提出することができるが、本件入札に参加するためには、開札の時ににおいて、令和 6 年 2 月 1 日付けの競争入札参加者の資格に関する公告(特定調達契約の競争入札参加資格の要件及び当該資格の審査申請の手続等)の定めにより、当該資格の認定を受けていなければならない。
- 競争入札参加資格の認定を受けるためには、入札公告の日から令和 7 年 3 月 6 日(木)までの日(広島市の休日を除く。)の午前 8 時 3 0 分から午後 5 時までに前記 4 (1) の契約担当課へ競争入札参加資格の認定に係る申請書及び添付書類を持参すること。
- (14) 週休 2 日の確保に係る取組
- 本件工事において、4 週 8 休以上を達成できなかった場合は、その状況に応じて、広島市建設工事請負契約約款第 2 4 条の定めに基づき、請負代金額の減額変更の協議を行うこととする。
- 詳細は、前記 4 (2) に記載の広島市のホームページのトップページから「事業者向け情報」→「都市整備」→「公共事業の情報化と技術管理」→「公共事業の情報化と技術管理(技術管理課)」→「工事受注者の方へ」→「広島市週休 2 日工事の試行について」により確認すること。
- (15) 詳細は、入札説明書による。

8 Summary

- (1) Subject matter of the contract
- Expansion and other construction work at Seifukan
- (2) Date of tender submission and opening:
- A. Tender submissions
- 1) Time period for electronic submissions
- From 8:30 AM, to 5:00 PM, on April 7, 2025,
- from 8:30 AM, to 4:00 PM, on April 8, 2025,
- 2) Deadline for postal submissions (registered mail only)
- 4:00 PM, April 8, 2025
- 3) Deadline for hand-delivered submissions
- 4:00 PM, April 8, 2025
- B. Date and place of tender opening:
- 10:20 AM, April 9, 2025
- in the Bidding Room,
- Contract Department,

Finance Bureau, The City of Hiroshima
(15 th Floor, Hiroshima City Hall)

(3) Contact information

 Construction Contract Division,
 Contract Department,
 Finance Bureau,
 The City of Hiroshima
 6-34 Kokutaiji-machi 1-chome, Naka-ku,
 Hiroshima City 730-8586 Japan
 TEL 082-504-2280

落札等

落札者等の公告

令和 7 年 2 月 7 日

次のとおり落札者等について公告します。

広島市長 松 井 一 實

[掲載順序]

- ①契約担当部局の名称及び所在地 ②調達件名及び数量 ③調達方法 ④契約方式 ⑤落札決定日(随意契約の場合は契約日)
- ⑥落札者(随意契約の場合は契約者)の氏名及び住所 ⑦落札価格(随意契約の場合は契約価格) ⑧入札公告日 ⑨随意契約の場合はその理由 ⑩指名業者名(指名競争入札の場合)
- ⑪落札方式 ⑫予定価格(予定価格を落札決定後に公表する場合) ⑬調査基準価格(調査基準価格を落札決定後に公表する場合)
- ①広島市経済観光局中央卸売市場東部市場(広島市安芸区船越南五丁目 1 番 1 号) ②広島市東部市場で使用する電気(冷蔵庫棟で使用する電気を除く。) 予定使用電力量 1, 3 5 0, 7 3 9 k W h (1 年間) ③購入等 ④一般 ⑤ 7 . 1 . 2 3
- ⑥中国電力(株)(広島市中区小町 4 番 3 3 号) ⑦ 2 8, 0 0 4, 3 5 2 円 ⑧ 6 . 1 2 . 1 2 ⑨最低価格
- ①広島市教育委員会事務局総務部施設課(広島市中区国泰寺町一丁目 4 番 2 1 号) ②広島市立小・中学校(1 3 6 施設)で使用する電気 予定使用電力量 2 8, 5 1 1, 4 7 6 k W h (1 年間) ③購入等 ④一般 ⑤ 7 . 1 . 2 3 ⑥中国電力(株)(広島市中区小町 4 番 3 3 号) ⑦ 6 4 1, 2 1 0, 5 4 8 円 ⑧ 6 . 1 2 . 1 2 ⑨最低価格
- ①広島市教育委員会事務局総務部施設課(広島市中区国泰寺町一丁目 4 番 2 1 号) ②広島市立広島特別支援学校(本校舎)で使用する電気 予定使用電力量 1, 1 6 1, 4 5 5 k W h (1 年間) ③購入等 ④一般 ⑤ 7 . 1 . 2 3 ⑥中国電力(株)(広島市中区小町 4 番 3 3 号) ⑦ 2 7, 3 2 8, 8 5 2 円

⑧6. 12. 12 ⑪最低価格